



News Letter

7



選択制DCって、結局どんなメリットがあるの？

社員が給与の一部をDCに拠出する場合、その金額は社会保険料の算定対象外となり、課税もされません。これにより、**所得税・住民税**に加え、会社と本人それぞれの**社会保険料も軽減**される可能性があります。

試算では、たとえば40歳・月給30万円の社員が月2万円をDCに拠出した場合、社会保険料の本人負担が月3,000円余（年間37,000円余）軽減されるケースもあります。つまり、月2万円の積立で、約3,000円分の“キャッシュバック”が受けられるようなイメージです。

もちろん、保険料が減額された分は将来受け取る厚生年金額の減少となるため、そのことに不安を感じる方もいらっしゃるかと思います。

ここで重要なのが、「**現在価値（割引現在価値）**」という考え方です。これは、お金は**時間をかけて運用**できるため、早く手にするほど増やすチャンスがあるという考えに基づいています。

つまり、**今の10万円と10年後の10万円は、同じ金額でも価値が違う**ということです。今の10万円は10年間運用できる可能性がある一方、10年後の10万円にはそれができない。だから、時間という観点で見ると、**今の10万円の方が価値が高い**というわけです。したがって、選択制DCによる将来の年金減額よりも、今の社会保険料削減効果の方が、実質的に高い価値を持つと考えることができます。

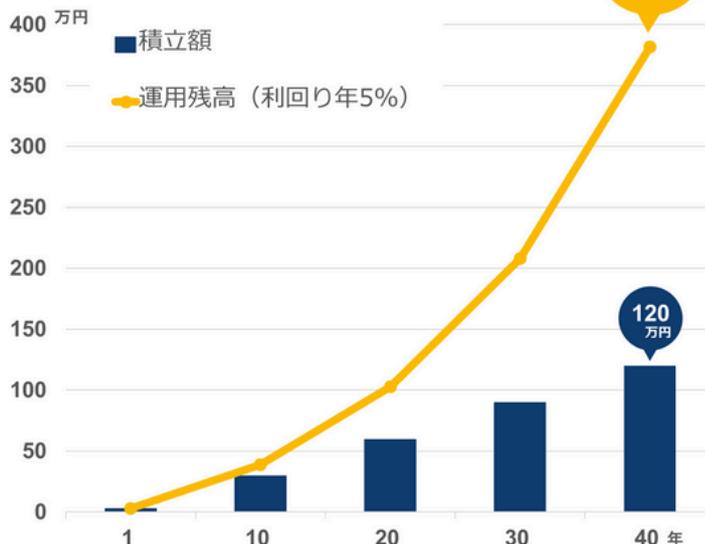
こうした「**お金の時間的価値**」を意識すると、制度活用のメリットがはっきりと見えてきます。

◎社会保険料負担軽減額

	DC未加入	DC加入
給料	300,000	300,000
DC掛金	0	20,000
報酬月額	300,000	280,000
社会保険料	46,350	43,260
負担軽減額		3,090
年間軽減額		37,080

これをもとに
社会保険料が
決定される。

浮いた3万円で
積立投資!!



◎老齢厚生年金減額見込額

	DC未加入	DC加入
老齢厚生年金	790,000	762,000
減額見込額		-28,000

※老齢厚生年金の金額は、40年間賃金の増減がない前提で計算しておりますので、実際に支給される年金額とは異なります。

🔔 次号予告 (2025年8月号)

「確定給付年金 (DB) と企業型DC、なにがどう違うの？」

どちらも企業年金制度ですが、設計や運用の責任、企業側のリスクのあり方には大きな違いがあります。次号では、制度の構造や将来負担の違いをわかりやすく整理してみたいと思います。



企業型DC
特設サイト



5分で解説!
YouTube



資料請求は
こちらから



企業型DCのマンガを差し上げます！

企業型DC導入支援実績800社！

株式会社マウンティン

(総合経営サービスグループ)

📞 03-3911-4649

CLICK

CLICK

CLICK